

「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見募集の実施結果と対応について

1 意見募集期間

令和4年8月19日（金）から令和4年9月17日（土）まで

2 意見提出者・件数

提出者数 4人

意見件数 27件

3 意見と市の考え方

反映区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）

B：すでに対応している

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

パブリックコメントの意見と対応

番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
1	名称	改正後の名称について「八潮市個人情報保護法施行条例」ではなく、「八潮市個人情報保護条例」としてほしい。	骨子案の条例の名称については、市独自の制度として定める条例ではなく、改正後の「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」といいます。）を施行するために制定する条例であるということを明確にするため、「八潮市個人情報保護法施行条例」（以下「新条例」といいます。）としています。	D
2	趣旨	現行条例の基本的理念を後退させることのないよう住民情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢をあきらかにしてほしい。 その際、基本的人権の保障や、自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を規定するべきである。	改正法により、従来、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体ごとに異なっていた個人情報保護制度の体系が一元化されることとなり、改正法が施行される令和5年4月1日以降は、本市についても、直接、同法の適用を受けることとなりました。 改正法においては、行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する事務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、事務や事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を	D

			<p>保護することを目的としています。</p> <p>ご意見にあります基本的人権の保障等の具体的な文言は含まれておりませんが、改正法に規定されるこの目的規定は、現行条例における「個人の権利利益を保護する」という本市の姿勢と異なるものではないと考えます。</p> <p>今後、本市の個人情報保護制度については、現行の条例ではなく、改正法及びそれに基づく新条例により実施していくこととなりますが、引き続き、改正法の範囲内において、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう、個人情報の適切な保護を図ってまいります。</p>	
3	趣旨	<p>新条例の第1条には「趣旨」を規定するのではなく、「理念」若しくは「目的」を規定すべきである。</p>	<p>法令の立法に当たりましては、一般的に、第1条には、その法令の目的や趣旨を表すため、目的規定又は趣旨規定のいずれかが置かれることが多いとされています。</p> <p>この使い分けについては、目的規定はある程度体系的な内容を有する条文数の多い条例に置き、趣旨規定は法律の委任に基づく条例や法律の施行のための条例に置くことが多いとされています。</p> <p>新条例については、改正法を施行するために制定する条例であるということを明確にするため、「趣旨」規定としています。</p> <p>また、改正法の第1条において「目的」規定が設けられていることから、法の規定と重複することを防ぐため、「趣旨」規定としています。</p>	D
4	個人情報ファイル簿	<p>個人情報ファイル簿の公表について、紙データだけでなく、電子データでの公表も検討すべきである。</p>	<p>個人情報ファイル簿の公表方法について、今後は、現在実施している紙媒体での公表に加え、市ホームページにおける電子データでの公表についても検討中です。</p>	C

5	個人情報ファイル簿	<p>個人情報ファイル簿について、個人情報ファイルに記載される人数が1,000人未満であっても作成するとあるが、少人数の個人情報ファイル簿を作成及び公表することで、個人情報を取り扱っていることが知られ不正アクセス等により悪用されないか心配である。改正法の規定どおり、1,000人以上の個人情報ファイルについてのみ個人情報ファイル簿を作成すればよいのではないか。</p>	<p>個人情報ファイルに記載される人数に関わらず個人情報ファイル簿を作成及び公表することは、市民自らが、市の機関が自らの情報をどのような目的のために保有しているのか、また、その利用の実態をよりの確に把握するために必要なものであると考えておりますことから、今後も引き続き、適正な運用に努めてまいります。</p>	D
6	八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	<p>「審議会」の意義を確認し、より実効ある行政監視ができるよう機能を充実すべきである。</p>	<p>審議会の役割については、改正法第129条の規定によりますと、審議会に対して諮問することができる事項が個人情報の取扱いに関する施策等を講ずる場合に、「個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とされており、これまでよりも専門的かつ限定的なものとなります。</p> <p>市としましては、市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保のため、引き続き審議会を設置する方向で考えております。</p>	C
7	八潮市情報公開・個人情報保護審査会	<p>八潮市情報公開・個人情報保護審査会規則には、委員の資格については何ら規定がない。</p> <p>規則ではなく、条例で委員の適格性等をきちんと明記し、審査会本来の役割を充実すべきである。</p>	<p>八潮市情報公開・個人情報保護審査会については、八潮市情報公開条例に設置の根拠規定が置かれています。</p> <p>また、当該審査会の委員の選定に当たっては、同条例第22条第3号において「委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。」と定められており、この規定に基づき、現在は、識見を有する5人の委員により組織されています。</p>	E
8	施行の状況の公表	<p>「市長は、毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまと</p>	<p>毎年度における情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況については、広報やしお及び市ホームページにおいて公表して</p>	B

		め、公表することとします」とあるが、市広報のみならず市ホームページにおいても公表してほしい。	います。	
9	その他	行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公表し、公益性について慎重に検討すべきである。	行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入については、都道府県及び政令指定都市は義務とされているものの、本市を含むその他の地方公共団体については、当分の間は努力義務とされています。 本市においては、現時点で行政機関等匿名加工情報制度の提供及び制度の導入はしない予定です。	E
10	その他	行政機関等匿名加工情報の利用については、個人が識別されないよう加工されていても個人情報民間事業者に渡るという点で不安があるが、制度を導入しない方針に安心した。	ご意見として承ります。	E
11	その他	支持政党、信教、遺伝子に関する情報、生活保護の受給状況及びワクチンの接種記録等の個人情報保護法令に規定はないが不当な差別・偏見の原因となるおそれがある個人情報について、積極的に「条例要配慮個人情報」として条例に規定し管理に万全を期すべきである。	改正法では、同法で規定する「要配慮個人情報」のほか、同法第60条第5項では、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」がある場合について、条例でその記述を定めることにより、「条例要配慮個人情報」と位置付けることができるとされています。 遺伝子に関する情報については、国の個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」といいます。）によりますと、例えば、医師等により行われた遺伝子検査やその結果に基づく診療等に含まれる遺伝子に関する情報について、改正法の「要配慮個人	D

			<p>情報」に該当し得る旨が記載されています。</p> <p>また、生活保護の受給等の状況は、生活保護の実施に当たり把握している「健康状態」や「障がい」、「病歴」など、個人の属性情報として、個人にまつわる広範囲の情報を含んだものであるため、これらの情報は法令上の「要配慮個人情報」に当たるものであり、現にこれらを含んでいる生活保護に関する受給者個人の情報が記録された「保護台帳」等については、要配慮個人情報に含まれるものとして取り扱っているところです。</p> <p>支持政党や信教に関する情報については改正法第60条に規定されている要配慮個人情報の定義である「信条」に含まれると考えております。</p> <p>ワクチンの接種記録に関しましては、改正法等において、要配慮個人情報となっております。このワクチン接種記録について、条例要配慮個人情報として条例に位置付けるためには、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じている事実やそのおそれがあること、その事実等に係る本市独自の事情や他の法令等における差別や権利利益の侵害の禁止の状況等の範囲を確認する必要があること、特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することがその事実等に係る差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護に資することについて、総合的に判断する必要があるものと考えます。</p> <p>このことを踏まえますと、現時点におきまして、本市において「地域の特性その他の事情に応じて」独自に規定すべき情報は特に見受けられないものと考えています。</p>	
--	--	--	--	--

1 2	その他	<p>八潮市は令和4年4月から『パートナーシップ宣誓制度』を導入している。</p> <p>LGBTQに関する情報は要配慮個人情報に当たらないか。</p>	<p>ご意見にあります「LGBTQ」について、「T（トランスジェンダー、性同一性障害を含む性別越境者）」の方に係る情報のうち、性同一性障害に係る医学的知見に基づく診療結果については、法令上の「要配慮個人情報」に該当するものと考えられています。その一方で、「T（トランスジェンダー）」の方のうち医療的な治療を必要としない場合や「L」「G」「B」の方の場合については、法令上「要配慮個人情報」として規定されている内容に該当しないことから、一概に「LGBTQ」と一括りにして「条例要配慮個人情報」として定めることは適当ではないと考えています。</p> <p>また、ご意見にありますように、本市では令和4年4月から「パートナーシップ宣誓制度」を導入しておりますが、そのことが直ちに、「条例要配慮個人情報」として定めるための本市独自の事情に当たるものではないものと考えています。</p>	D
1 3	その他	<p>代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すべきである。</p>	<p>改正法では、現行条例において請求が認められていた法定代理人に加え、本人からの委任を受けた任意代理人についても開示請求をすることができることとなりました。</p> <p>開示等請求をすることができる者の範囲が拡大したことに伴い、特に任意代理人の場合における本人から委任を受けたものであるかどうかの確認については、より慎重な対応が求められるものと考えます。</p> <p>この点、個人情報の保護に関する法律施行令第22条においては、「代理人が開示請求を行う場合には、当該代理人は当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを証明する書類を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない」とされており、開示請求を行おうとする際の確認方法について規定されています。</p> <p>また、法令には規定されておりませんが、</p>	D

			<p>事務対応ガイドにおいては、任意代理人によるなりすまし防止のための対応例として、請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し口頭で委任の事実を確認する、本人限定受取による郵便物として開示文書を送付する等の対応が記載されています。</p> <p>市としましては、代理人による個人情報の開示については慎重に対応する必要があると認識しておりますことから、開示の実施の際についても、必要に応じて、上記の対応例を踏まえて委任の有無の確認を行うことにより、開示等請求制度の悪用の防止に努めてまいります。</p>	
1 4	その他	<p>現行条例と同様に、開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすべきである。</p>	<p>訂正請求及び利用停止請求について、現行条例においても、あらかじめ開示請求により開示を受けた保有個人情報を対象としており、改正法でも同様の制度となっています。</p>	E
1 5	その他	<p>死者に関する個人情報について、請求者を限定して開示できるような仕組みを創設し、現行条例の保護水準を低下させないよう条例制定を検討してほしい。</p>	<p>死者の個人情報について、国の個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「Q&A」といいます。）においては、「死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」（法第2条第1項）に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。」と記載されており、新条例において、ご意見にありますような請求者を限定して死者の個人情報を開示できるような仕組みを創設することは許容されないものと考えます。</p> <p>一方で、上記Q&Aにありますように、死者に関する情報であっても、生存する特定</p>	D

			<p>の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に当たり、当該生存する特定の個人による当該死者に関する情報についての開示請求が認められます。</p> <p>市としましては、今後の死者に関する情報の取扱いについて、どのような場合に開示請求の対象となるか等について、市民の方にとってわかりやすいものとなるよう、周知に努めてまいります。</p>	
16	その他	<p>改正法において、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」と規定されているが、条例改正後は死者の情報をどのように取り扱うのか。死者の情報についても保護されるべきである。</p>	<p>改正法では、第2条第1項において、「個人情報」は生存する個人に関する情報に限定しています。</p> <p>この理由について、事務対応ガイドにおいて、法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的としており、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれないものとされています。</p> <p>しかし、死者の情報であるということをもって、直ちに法の保護の対象から外れるということではなく、「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）では、「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。」と記載されており、市の機関が保有する情報が死者の情報であったとしても、業務の遂行に必要な場合であって、利用目的の達成のために必要な範囲内である場合は、引き続き法の保護の対象となります。</p>	C
17	その他	<p>個人情報の収集について、可能なかぎり本人から収集することを責務規定として条例に定めるとも</p>	<p>個人情報の収集については、ガイドラインにおいて、「個人情報保護やデータの流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの</p>	D

		<p>に、本人以外からの個人情報収集をする場合には、審議会に報告し、その収集が適正かどうか調査・審議できるようにしてほしい。</p>	<p>(例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」と記載されており、新条例においてご意見にありますような規定を定めることは許容されないものと考えます。</p> <p>また、事務対応ガイドにおいて、審議会への諮問につきましても、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」とされています。</p> <p>改正法においては、第61条に個人情報の保有の制限、第64条に不正手段による取得の禁止など、個人情報の取扱いの制限に関する規定が設けられておりますので、市としましては、これらの規定を遵守することで、個人情報保護制度の適正な実施に努めてまいります。</p>	
18	その他	<p>要配慮個人情報について、できる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すべきである。</p> <p>漏えいや不適正利用のリスクを最小化するためできる限り収集しない責務を規定するとともに、行政内部における要配慮個人情報の慎重かつ適切な取扱いを条例に規定すべきである。</p>	<p>要配慮個人情報については、Q&Aにおいて、『要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていません。よって要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。』と記載されており、新条例においてご意見にありますような規定を定めることは許容されないものと考えます。</p> <p>改正法においては、第66条において安全管理措置に関する規定が設けられておりますので、市としましては、この規定を遵守することで、個人情報の安全管理に努めてまいります。</p>	D

19	その他	<p>個人情報の目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われたいよう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにしてほしい。</p> <p>また、個人情報ファイル簿への記載等による住民への可視化を条例に規定してほしい。</p>	<p>ガイドラインにおいて「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されない」とされております。</p> <p>また、個人情報ファイル簿への記載につきましても、改正法第75条及び政令第21条第6項にその記載事項が定められているため、ご意見にあります、目的外利用の内容や外部提供先について個人情報ファイル簿に記載する旨の規定を新条例に設けることは難しいものと考えています。</p> <p>なお、個人情報の目的外利用については、改正法において、利用又は提供をすることができる場合が限定されており、その内容については現行条例と同様のものとなっています。</p> <p>今後につきましても、個人情報の目的外利用に当たっては、改正法の規定を遵守し、慎重に対応してまいります。</p>	D
20	その他	<p>住民情報のオンライン結合について、デジタル化の進展により新たな漏洩やシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、「審議会」や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査や要請を行うことを条例に規定すべきである。</p>	<p>オンライン結合については、ガイドラインにおいて、『個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。』と定められており「審議会」や専門家による検証を積極的に求めることを新条例に規定することは許容されないものと考えます。</p>	D
21	その他	<p>現行の個人情報保護の水準を低下させない条例にしてほしい。</p>	<p>新条例は、改正法に基づき、同法から委任される事項や法の範囲内において本市のこれまでの実績や実情に応じた仕組みを定めるものとなります。</p> <p>令和5年4月1日以降における本市の個人情報保護制度については、現行の条例で</p>	C

			はなく、改正法及び新条例により実施していくこととなりますが、引き続き、個人情報保護制度の適正な実施に努めてまいります。	
2 2	その他	条例は、できるだけ市民が利用しやすいように規定を整備する必要があり、法律を参照しなくても理解可能な表現方法とするべきである。	<p>新条例については、改正法を施行するために必要な事項を定めるものであり、同法の委任を受けて定める条例の規定については、法の規定を引用するような条文のつくりとする必要があるものと考えます。</p> <p>一方で、今後の個人情報保護制度の運用に当たりましては、ご意見にありますように市民にとって利用しやすいものとなるよう、制度の周知に努めてまいります。</p>	C
2 3	その他	国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めること	参考とさせていただきます。	E
2 4	その他	新条例において、八潮市情報公開・個人情報保護審査会の委員に対する守秘義務の規定はあるが、市の職員においても同様の規定を設けるべきである。	<p>守秘義務については、改正法第67条に規定されており、本市の職員についても同条の規定の適用を受けることとなります。</p> <p>そのため、新条例において、法の規定と重複して同様の規定を設ける必要はないものと考えます。</p>	D
2 5	その他	事業者に対する指導及び勧告については、強制力を伴わないものであることから、条例に記載することが可能であり規定する必要がある。	民間事業者については、改正法の適用の対象とされていること、また、新条例については法に委任された規定を定める施行条例であることを踏まえ、ご意見にありますような事業者に対する指導及び勧告に関する規定を定めることは適当ではないと考えます。	D
2 6	その他	出資団体等に対しては、一般の法人と比較して、出資その他財政上の援助の公共性に鑑み、それに即した指導をする必要がある。	参考とさせていただきます。	E

27	その他	改正法第78条に規定される開示義務と現行条例第19条に規定される開示義務については、同様の内容が記載されている。そのため、現行条例の規定を新条例においても記載することはできないか。	改正法第78条の規定につきましては、本市についても直接適用されることとなります。そのため、新条例において、法の規定と重複して同様の規定を設ける必要はないものと考えます。	D
----	-----	--	--	---